

## 佐賀県告示第 85 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 (1) 廃止年月日 平成 30 年 3 月 31 日

(2) 申請者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社マジェスティック

所在地 佐賀市兵庫南一丁目 26-5-702

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 芦刈紀水苑

所在地 小城市芦刈町永田 3220-2

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

2 (1) 廃止年月日 平成 30 年 3 月 31 日

(2) 申請者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社佐賀ステリィサービス

所在地 伊万里市松浦町山形 5255 番地

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ふくふくの里デイサービス・宅老所

所在地 伊万里市大川内町丙 1888 番地

サービスの種類 地域密着型通所介護、介護予防通所介護